

「医療費通知」が 医療費控除申告に使えます

後期高齢者医療・国民健康保険

医療費通知の取り扱いは制度によって異なります

ご家庭の医療費の状況をお伝えするため、医療保険制度では定期的に「医療費通知」をお送りしています。この医療費通知を添付することで、確定申告（住民税申告）の「医療費控除」を申告す

るときに必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。

医療費通知の取り扱いなど詳しくは、下表をご覧ください。

制度名	後期高齢者医療		安来市国民健康保険		社会保険等
	受診月	発送月	受診月	発送月	
発送の 時期	令和元年11月～ 令和2年10月	令和3年1月中旬	令和2年1月～ 3月	送付済み	加入している 社会保険の窓 口に問い合わ せください。 制度によって、 利用できる場 合とできない 場合があります。
			令和2年4月～ 令和2年6月	送付済み	
	※令和2年11月・12月の受診分は医療 機関が発行する領収書に基づき「医療費 控除の明細書」を作成してください。		令和2年7月～ 9月	令和3年1月中旬 予定	
			令和2年10月～ 12月	令和3年2月上旬 予定	
問い合わせ	保険年金課 ☎ 23-3085		保険年金課 ☎ 23-3087		各保険者

【注意事項】

- 医療費通知の額と領収書の額が異なる場合があります。これは、審査の結果や端数処理によるものです。
- 保険金などで補てんされる金額（生命保険、高額療養費、子ども医療費、福祉医療費等）は対象となりません。実際にお支払いになった金額に訂正して申告してください。
- 医療費通知に記載されていない医療費や、保険外負担された医療費がある場合は、領収書に基づき「医療費控除の明細書」に直接、書き加えてください。

医療費控除の申告に必要な 「医療費控除の明細書」の作成方法は 次の2通りです

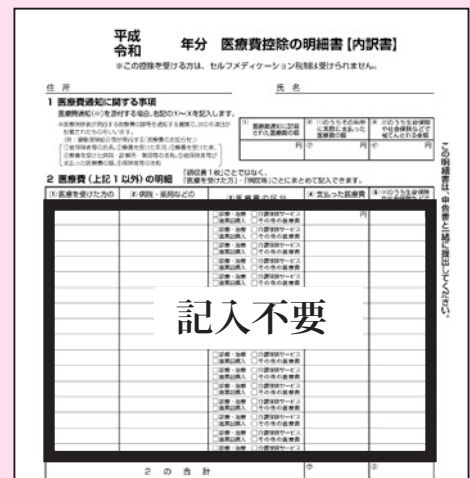
①【医療費通知を利用するとき】

「医療費通知」を添付し、医療費明細部分の記入を省略する。（領収書は添付不要。保管義務なし）

②【医療費通知を利用しないとき】

医療機関の発行する領収書に基づき、医療費明細部分に直接、記入する。（領収書は添付不要。ただし5年間の保管義務あり）

確定申告の医療費控除について詳しくは
松江税務署 ☎ 0852-21-7711 へ問い合わせください



▲申告に添付する「医療費控除の明細書」（下の部分は表示していません）。医療費通知を添付するときは、太枠部分の記入が不要になります。